

報告第2号

瑞穂市総合センター条例施行規則等の一部を改正する規則について
瑞穂市総合センター条例施行規則等の一部を改正する規則を公布したので別
紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。

平成31年3月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

公共施設予約システムの導入に係り、必要な事項を定めるため制定したもの。

瑞穂市総合センター条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月26日

瑞穂市長

棚橋敏明

瑞穂市規則第5号

瑞穂市総合センター条例施行規則等の一部を改正する規則

(瑞穂市総合センター条例施行規則の一部改正)

第1条 瑞穂市総合センター条例施行規則(平成15年瑞穂市規則第56号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第7条第2項ただし書中「受け付け開始日」を「受付開始日」に、「あたる」を「当たる」に改める。

第11条第1項ただし書中「出来ない」を「できない」に改める。

第14条中「別表第2」を「条例別表第2」に改める。

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

(予約システムの利用による読替)

第21条 瑞穂市公共施設予約システムの利用に関する規則(平成31年瑞穂市規則第4号)に規定する瑞穂市公共施設予約システム(以下「予約システム」という。)により施設の利用に関する申請を行う場合にあっては、第7条第1項中「総合センター利用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない」とあるのは「予約システムにより市長に申請しなければならない」と、第8条中「総合センター利用許可書(様式第2号。以下「利用許可書」という。)を交付する」とあるのは「予約システムにより通知する」と、第9条中「総合センター利用不許可通知書(様式第3号)を交付する」とあるのは「予約システムにより通知する」と、第11条第1項中「総合センター利用取消承認申請書(様式第6号)に利用許可書を添えて市長に提出し」とあるのは「予約システムにより市長に申請し」と、同条第2項中「総合センター利用取消承認書(様式第7号)を交付する」とあるのは「予約システムにより通知する」と読み替えるものとする。

(瑞穂市コミュニティセンター条例施行規則の一部改正)

第2条 瑞穂市コミュニティセンター条例施行規則(平成15年瑞穂市規則第57号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第12条第3項ただし書き」を「第12条第3項ただし書」に改める。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(予約システムの利用による読替)

第17条 瑞穂市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成31年瑞穂市規則第4号）に規定する瑞穂市公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）により施設の利用に関する申請を行う場合にあっては、第4条第1項中「利用を開始する前までにコミュニティセンター利用申請書（様式第1号。以下「利用申請書」という。）を市長に提出し」とあるのは「予約システムにより市長に申請し」と、第5条中「コミュニティセンター利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を交付する」とあるのは「予約システムにより通知する」と、第7条第1項中「利用日の前日までに利用変更（取消）申請書に利用許可書又は利用変更（取消）許可書を添えて市長に提出し」とあるのは「予約システムにより市長に申請し」と、同条第2項中「利用変更（取消）許可書を交付する」とあるのは「予約システムにより通知する」と、第9条第1項中「コミュニティセンター使用料還付申請書（様式第6号）に利用許可書その他関係書類を添えて」とあるのは「コミュニティセンター使用料還付申請書（様式第6号）その他関係書類を添えて」と読み替えるものとする。

(瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター条例施行規則の一部改正)

第3条 瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター条例施行規則（平成15年瑞穂市規則第119号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第15条ただし書き」を「第15条ただし書」に改める。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(予約システムの利用による読替)

第16条 瑞穂市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成31年瑞穂市規則第4号）に規定する瑞穂市公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）により施設の利用に関する申請を行う場合にあっては、第4条第1項中「防災センター利用申請書（様式第1号。以下「利用申請書」という。）を市長に提出しなければならない」とあるのは「予約システムにより市長に申請しなければならない」と、第5条中「防災センター利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を交付する」とあるのは「予約システムにより通知する」と、第7条第1項中「利用日の

前日までに利用変更（取消）申請書に利用許可書を添えて市長に提出し」とあるのは「予約システムにより市長に申請し」と、同条第2項中「利用変更（取消）許可書を交付する」とあるのは「予約システムにより通知する」と、第9条第1項中「防災センター使用料還付申請書（様式第7号）に利用許可書その他関係書類を添えて」とあるのは「防災センター使用料還付申請書（様式第7号）その他関係書類を添えて」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の瑞穂市総合センター条例施行規則、瑞穂市コミュニティセンター条例施行規則及び瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の施設の利用から適用し、同日前の施設の利用については、なお従前の例による。

瑞穂市公共施設予約システムの利用に関する規則をここに公布する。

平成31年2月26日

瑞穂市長 棚橋敏明

瑞穂市規則第4号

瑞穂市公共施設予約システムの利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞穂市公共施設予約システム（電子計算組織により公共施設の予約及び利用の手続等に係る事務を自動的に処理するシステムをいう。以下「予約システム」という。）の利用方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 予約システムの利用の対象となる公共施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げる施設とする。

- (1) 瑞穂市総合センター条例（平成15年瑞穂市条例第71号）別表第1に規定する施設（大ホール及び楽屋を除く。）
- (2) 瑞穂市コミュニティセンター条例（平成15年瑞穂市条例第72号）別表に規定する施設（トレーニングルーム及び歩行用温水プールを除く。）
- (3) 瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター条例（平成15年瑞穂市条例第130号）別表に規定する施設

(登録の資格)

第3条 予約システムに登録することができる者は、代表者が成人である団体とする。ただし、対象施設を個人利用する場合にあっては、個人で予約システムに登録することができるものとする。

(利用者登録の申請)

第4条 予約システムを利用しようとする者は、瑞穂市公共施設予約システム利用者登録（変更）申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）により、あらかじめ市長に申請し、予約システムの利用に係る登録を受けなければならない。

(登録通知書の交付)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、その者を予約システムの利用者として登録し、瑞穂市公共施設予約システム利用者登録通知書（様式第2号。以下「登録通知書」という。）を交付するものとする。

(利用者登録の変更申請)

第6条 前条の規定により登録通知書の交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録した事項に変更があったときは、登録申請書により速やかに市長に申請しなければならない。

（登録通知書の再交付）

第7条 登録者が登録通知書の再交付を受けようとするときは、瑞穂市公共施設予約システム利用者登録通知書再交付申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、登録通知書を再交付するものとする。

（登録通知書の取扱い）

第8条 登録者は、登録通知書を他人に譲渡し、貸与し、又は不正に使用してはならない。

（利用申請及び許可）

第9条 対象施設を利用しようとする登録者（以下「申請者」という。）は、予約システムに当該登録者の利用者番号及びパスワードを入力することにより、対象施設の利用の申請等を行うことができる。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、予約システムにより対象施設の利用の許可等を行うことができる。

（利用期間）

第10条 予約システムを利用して対象施設の予約をすることができる期間は、対象施設の利用の申請ができる日から当該利用日の前日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この期間によらないことができる。

（利用の取消し）

第11条 対象施設の利用の許可を受けた申請者が当該利用を取り消そうとするときは、予約システムにより利用の取消しを行わなければならない。

2 前項のシステムによる取消しは、対象施設を利用しようとする日の10日前までに行わなければならない。

（申請件数の制限）

第12条 市長は、必要と認めるときは、予約システムによる申請件数を制限することができる。

(禁止行為)

第13条 予約システムを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 予約システムを施設の利用の申請以外の目的で利用すること。
- (2) 予約システムに対し、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）をすること。
- (3) 予約システムの管理及び運営を故意に妨害すること。

(利用の制限)

第14条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者に対し予約システムの利用を停止することができる。

- (1) 相当の期間経過後も使用料を納入しないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により予約システムを使用したとき。
- (3) この規則又は対象施設の管理について規定する条例、規則等の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が利用を停止することが適当と認めたとき。

(指定管理者制度による読替)

第15条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に対象施設の管理を行わせる場合にあっては、第9条第2項中「市長」とあるのは「対象施設の指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、予約システムの利用等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条及び第5条の規定による予約システムの利用者登録の申請、利用者登録、登録通知書の交付等この規則の施行のために必要な準備行為は、この規則の施行の前日においても行うことができる。

様式第1号（第4条、第6条関係）

瑞穂市公共施設予約システム利用者登録（変更）申請書

年 月 日

瑞穂市長 宛

瑞穂市公共施設予約システムの利用に当たり、下記のとおり申請します。

申請区分	<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 変更			
申請者	利用者区分	<input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人		
	フリガナ			
	団体名 (個人の場合は記入不要)			
	フリガナ			
	代表者氏名 (個人の場合は個人氏名)			
	生 年 月 日	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	住 所	〒		
連絡者	フリガナ			
	連絡者氏名			
	電話番号	- -		
登録情報	メールアドレス			
	* 利用許可等の連絡先となりますので正確にご記入ください。 * 申請者以外のメールアドレスでも結構です。			
	主な利用施設			

※以下は記入しないでください。

利用者番号		パスワード	
-------	--	-------	--

様式第2号（第5条、第7条関係）

瑞穂市公共施設予約システム利用者登録通知書

カード番号		登録日	
利用者番号		パスワード	
利用者区分			
フリガナ			
申請者名			
フリガナ			
代表者名			
フリガナ			
連絡者名			
電話番号		F A X	
郵便番号			
住所			
メールアドレス			

団体構成		使用内容	
営利目的		組織分類	
人数（人）		利用種目	
問合有無		ホーム	
有効期間		グラウンド	
		※他 利用種別登録あり	

上記のとおり登録します。

登録カード

--

様式第3号（第7条関係）

瑞穂市公共施設予約システム利用者登録通知書再交付申請書

年 月 日

瑞穂市長 宛

瑞穂市公共施設予約システムの利用に当たり、瑞穂市公共施設予約システム利用登録通知書の再交付を下記のとおり申請します。

申請者	利用者区分	<input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人		
	フリガナ			
	団体名 (個人の場合は記入不要)			
	フリガナ			
	代表者氏名 (個人の場合は個人氏名)			
	生年月日	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	住所	〒		
連絡者	フリガナ			
	連絡者氏名			
	電話番号	- -		
登録情報	メールアドレス			

※以下は記入しないでください。

利用者番号		パスワード	
-------	--	-------	--

承認第 3 号

瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免についての専決処分について

瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 号の規定により、別紙のとおり専決処分し、同条第 2 項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。

平成 31 年 3 月 22 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 3 号の規定によるもの。

議案第13号

瑞穂市外国人児童生徒支援員派遣要綱の制定について

瑞穂市外国人児童生徒支援員派遣要綱の制定案を別紙のとおり提出する。

平成31年3月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

瑞穂市内の小中学校において、増加している外国人児童生徒の学校生活への適応支援を行うため、瑞穂市外国人児童生徒支援員の派遣に伴う要綱を制定するもの。

瑞穂市教育委員会告示第9号

瑞穂市外国人児童生徒支援員派遣要綱を次のように定める。

平成31年3月22日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

瑞穂市外国人児童生徒支援員派遣要綱

(派遣)

第1条 瑞穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、瑞穂市立小中学校（以下「学校」という。）にボランティアとして日本語指導の必要がある児童生徒の学校生活への適応等を支援する活動（以下「支援活動」という。）を行う瑞穂市外国人児童生徒支援員（以下「支援員」という。）を派遣する。

(対象者)

第2条 前条に規定する支援活動に参加しようとする者は、心身共に健康で、瑞穂市立小中学校長（以下「校長」という。）の指導のもと学校の教職員と協調して活動ができるものとする。ただし、教員免許の有無は問わないものとする。

(支援員の派遣先)

第3条 教育委員会は、学校における日本語指導の必要な児童生徒数及びその実態等に応じて、必要と認める学校に予算の範囲内で支援員を派遣する。

(支援員の派遣期間等)

第4条 支援員の派遣期間は、1年度以内を基本とする。

2 支援員の派遣回数は、週に4回程度とする。

3 支援員の1回の派遣時間は、2時間以内とする。

(謝金等)

第5条 支援員に対する謝金は、支援活動1回当たり1,500円を支弁する。

2 前項の謝金は、支援活動の月分にまとめて支弁する。支弁する日は、教育委員会が別に定める。

(活動実績簿等)

第6条 支援員は、支援活動の月ごとに瑞穂市外国人児童生徒支援員実績簿（別記様式）を校長に提出するものとする。

2 校長は、支援活動が終了したときは、前項の実績簿を教育委員会に提出しなければならない。

(守秘義務)

第7条 支援員は、支援活動上知りえた秘密を漏らしてはならない。その支援

活動を退いた後も同様とする。

(支援活動中の事故等)

第8条 支援員は、支援活動に係る保険に加入する。加入の手続については、教育委員会が行うものとする。

2 支援活動中に事故等が生じたときは、速やかに校長に連絡するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式(第6条関係)

年度 瑞穂市外国人児童生徒支援員活動実績簿 (月分)

学 校 名			氏 名		校長	取扱者	係
					印	印	印
日付	活動時間帯	時間	日付	活動時間帯	時間		
1	～		17	～			
2	～		18	～			
3	～		19	～			
4	～		20	～			
5	～		21	～			
6	～		22	～			
7	～		23	～			
8	～		24	～			
9	～		25	～			
10	～		26	～			
11	～		27	～			
12	～		28	～			
13	～		29	～			
14	～		30	～			
15	～		31	～			
16	～		活動回数		回		
報償費		円	×	回	=	円	

議案第14号

瑞穂市学校薬剤師の委嘱について

瑞穂市学校薬剤師に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成31年3月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により、学校薬剤師を委嘱するもの。

学校医一覧表

学校(園)名	科 名	校医名	任 期
穂積小学校	内科医	吉 村 剛	2019年4月1日から2021年3月31日
	歯科医	江 崎 肇	2019年4月1日から2021年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	2019年4月1日から2021年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	2019年4月1日から2021年3月31日
	薬剤師	林 芳 春	2019年4月1日から2020年3月31日
本田小学校	内科医	福 田 信 臣	2019年4月1日から2021年3月31日
	歯科医	伊 東 裕 治	2019年4月1日から2021年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	2019年4月1日から2021年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	2019年4月1日から2021年3月31日
	薬剤師	伊 藤 浩 之	2019年4月1日から2020年3月31日
牛牧小学校	内科医	国 枝 武 俊	2019年4月1日から2021年3月31日
	歯科医	柴 田 泰 二	2019年4月1日から2021年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	2019年4月1日から2021年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	2019年4月1日から2021年3月31日
	薬剤師	池 田 奈 美 江	2019年4月1日から2020年3月31日
生津小学校	内科医	若 園 明 裕	2019年4月1日から2021年3月31日
	歯科医	竹 矢 良 三	2019年4月1日から2021年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	2019年4月1日から2021年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	2019年4月1日から2021年3月31日
	薬剤師	村 瀬 友 紀	2019年4月1日から2020年3月31日
南小学校	内科医	高 木 昌 一	2019年4月1日から2021年3月31日
	歯科医	辻 雅 明	2019年4月1日から2021年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	2019年4月1日から2021年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	2019年4月1日から2021年3月31日
	薬剤師	池 田 奈 美 江	2019年4月1日から2020年3月31日
中小学校	内科医	千 田 美 穂 子	2019年4月1日から2021年3月31日
	歯科医	長 野 弘 典	2019年4月1日から2021年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	2019年4月1日から2021年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	2019年4月1日から2021年3月31日
	薬剤師	小 澤 栄 司	2019年4月1日から2020年3月31日
西小学校	内科医	若 園 明 裕	2019年4月1日から2021年3月31日
	歯科医	武 内 尚 博	2019年4月1日から2021年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	2019年4月1日から2021年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	2019年4月1日から2021年3月31日
	薬剤師	棚 瀬 友 啓	2019年4月1日から2020年3月31日
穂積中学校	内科医	所 俊 彦	2019年4月1日から2021年3月31日
	歯科医	芥子川 雅 也	2019年4月1日から2021年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	2019年4月1日から2021年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	2019年4月1日から2021年3月31日
	薬剤師	若 山 と し こ	2019年4月1日から2020年3月31日
穂積北中学校	内科医	佐 竹 真 一	2019年4月1日から2021年3月31日
	歯科医	広 瀬 元 士	2019年4月1日から2021年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	2019年4月1日から2021年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	2019年4月1日から2021年3月31日
	薬剤師	中 條 裕 二	2019年4月1日から2020年3月31日
巢南中学校	内科医	千 田 美 穂 子	2019年4月1日から2021年3月31日
	歯科医	小 牧 令 二	2019年4月1日から2021年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	2019年4月1日から2021年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	2019年4月1日から2021年3月31日
	薬剤師	棚 瀬 友 啓	2019年4月1日から2020年3月31日
ほづみ幼稚園	内科医	京 極 章 三	2019年4月1日から2021年3月31日
	歯科医	松 野 進 一	2019年4月1日から2021年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	2019年4月1日から2021年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	2019年4月1日から2021年3月31日
	薬剤師	西 山 光 知 子	2019年4月1日から2020年3月31日

議案第15号

教育用ICT機器購入について

教育財産の取得について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第3号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

1 概要

瑞穂市立穂積小学校他6小学校に電子黒板一式を購入する。

電子黒板	63台
70型フロアスタンド	62台
55型フロアスタンド	1台
パソコン	63台
小学校デジタル教科書	

2 予算金額

電子黒板一式	64,630千円
計	64,630千円

平成31年3月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

瑞穂市立穂積小学校他6小学校の電子黒板一式を購入するため。

議案第16号

瑞穂市立ほづみ幼稚園外壁等改修工事の計画について

瑞穂市立ほづみ幼稚園外壁等改修工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工事名 瑞穂市立ほづみ幼稚園外壁等改修工事
- 2 実施期間 平成31年7月から平成31年11月（予定）
- 3 契約方法 一般競争入札（予定）
- 4 工事場所 瑞穂市只越500番
- 5 工事概要 保育棟A棟 A = 517 m²
 - ・外壁改修（補修・塗装）及び手洗い場（改修）保育棟C棟 A = 266 m²
 - ・外壁改修（補修・塗装）管理棟 A = 435 m²
 - ・外壁及び建具改修（補修・塗装）車庫 A = 83 m²
 - ・外壁改修（補修・塗装）
- 6 予算額 70,000千円

平成31年3月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

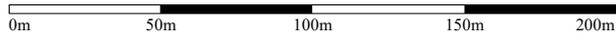
提案理由

常に安全で快適な環境を整えるため園舎及び管理棟外壁等の改修工事を行うもの。

都市計画任意図



1/2,500



出力:平成31年3月15日